

「認知症カフェ」を行うために必要な食品衛生法に基づく許可等

広島市保健所

※「認知症カフェ」で不特定多数の方に飲食を提供する場合、「調理行為」があれば飲食店営業等の許可が必要となる場合があります。認知症カフェ運営事業費補助金の申請をされる場合は、応募の前に広島市保健所にご相談ください。

- 例1) インスタントコーヒーをカップに入れて、湯を注いで提供、お茶を急須で入れて提供する = 調理行為に該当 → 許可要
例2) 缶コーヒーを、カップ等に入れずにそのまま提供、菓子や菓子パン、食品製造施設で作られたお弁当などを、そのまま、又は容器のまま電子レンジで加温して提供する。 = 調理行為に非該当 → 許可不要

■ 食品衛生法に基づく保健所の許可が必要な場合(調理行為を行う場合)

○コーヒー、紅茶などの飲み物のみ(トースト程度は可)を提供する場合: 喫茶店営業の許可が必要

◎うどん、スパゲッティ、オムライス等の食事を提供する場合: 飲食店営業の許可が必要

※ 次のとおり、広島県知事が定めた許可基準に適合しなければ許可されませんので、ご注意ください。

■ 営業許可に当たり注意すべき点

【施設に関する主な許可基準(飲食店営業 抜粋)】

- ①専用の調理場、客室を設けること。(専用=出入口、台所、居間等、住居部分との兼用は不可)
- ②調理場の床は耐水性で、排水溝又は排水管により排水できること。
- ③シンクは2槽以上であること。
- ④調理場及び便所に消毒液付きの専用の手洗い設備があること。
- ⑤加熱調理(ガスコンロ等)の上部には排気用フードが設置されていること。
- ⑥冷蔵設備があること。
- ⑦食器保管庫があること……等々

※喫茶店営業についてもほぼ同様の基準となっていますが、基本的にガスコンロ等を使っての加熱調理行為がないため、上記⑤については喫茶店営業では不要です。

■ 人員配置に関する条件 ※喫茶店営業と飲食店営業に共通

専任の「食品衛生責任者」を置かなければなりません。

- ◎食品衛生責任者となることができる人 = ・ 栄養士・調理師・製菓衛生士等の有資格者
・ 食品衛生責任者養成講習会の受講者等

■ 営業許可申請に必要な書類

1. 食品営業許可申請書
2. 営業施設の概要(平面図及び案内図)
3. 申請手数料 (飲食店営業 16,000円 喫茶店営業 9,700円)
4. 食品衛生責任者の資格証明書
5. 井戸水や貯水槽経由水を使用する場合→水質検査証明書

※応募団体が法人格を有している場合(法務局で法人の登記事項証明書が受けられる場合)は、法人として許可を受けることができますが、法人ではない場合は、代表者等が個人として許可を受けることとなります。

まずは、応募前にご相談ください。

※ 上記の内容は、令和3年5月31日までに許可を取得する場合に適用されます。

食品衛生法が改正されたことを受け、令和3年6月1日から新たな営業許可・届出制度が始まりますので、令和3年6月1日以降に許可を取得する場合は、申請書類や許可基準が上記の内容から変更があります。

担当 : 広島市保健所食品指導課 082-241-7404 (所在地: 中区富士見町11番27号)